公益社団法人北海道理学療法士会　定款細則

（目　的）

第１条　この細則は、会務運営に関する基本的事項について定款を補足するために必要な事項を定めるものとする。

（会　員）

第２条　定款第 5 条の正会員は、勤務先の存する支部に所属する。ただし、勤務先を持たない正会員は、居住地のある支部に所属するものとする。

２　正会員の入会、再入会、退会、休会、復会および異動の手続は、日本理学療法士協会ホームページの入会案内又はマイページから Web により申請する。また、正会員が入会、再入会する場合は、理事会での承認を必要とする。

３　正会員は、特別の事情がある場合は、4 月 1 日より 1 年間休会することができる。ただし、休会している会員の権利については、本会に入会していない者（非会員）と同等とする。なお、やむなく年度途中の休会の場合には、年会費納付義務があるものとする。

４　正会員のうち、30 年以上の士会員歴を有し、3 月 31 日時点で満 60 歳以上の者で、かつ 5 年分の年会費相当額を一括納入する事により、永年会員になることができる。また、40 年以上の士会員歴を有し、3 月 31 日時点で満 70 歳以上の者にあっては、本人の申請により永年会員となることができる。なお、永年会員は終身に渡り、正会員としての権利を得ることができる。

５　永年会員の申請は、毎年 1 月 10 日から 2 月 10 日までの間に事務局へ届け、理事会の承認を得るものとする。

６　正会員のうち、北海道理学療法士会に多大な功績があった者で、理事会での承認を得たものを名誉会員とする。また、名誉会員からは、士会主催事業の参加費は徴収しない。

７　賛助会員の入会及び退会の手続は、本会指定の方法により事務局へ提出し、理事会の承認を必要とし、別に定める会費を徴収する。

（会　費）

第３条　本会正会員の会費は、年額 8,000 円とする。

２　入会金は、2,000 円とする。ただし、日本理学療法士協会の会員であって、他士会からの異動者については免除する。

３　第１項にかかわらず、資格取得年度入会者の初年度会費に限り 6,000 円に減じる。また、育児休業期間中の会員は、本人の申請により申請次年度に限り会費を全額免除する。

４　永年会員の会費は、総会において別に定める額の支払う義務の一部が免除される。

５　名誉会員からは、会費を徴収しない。総会において別に定める額の支払う義務が全部免除される。

６　賛助会員の会費は、正賛助会員 5 万円、副賛助会員 2 万円とする。

７　4 月 2 日に在籍を予定している会員は、当該年度入会者を除き前年度の 3 月末日までに会費を納入しなければならない。

８　第 1 項にかかわらず、自然災害や疫病流行等により会員の活動が著しく制限された場合には、別に理事会で定める規程により会費を減免することができる。

（会費の用途）

第４条　第３条の会費は、全額毎事業年度の管理運営経費に充当する。

（理事会等）

第５条　理事会は、理事により構成される。

２　監事は理事会および常任理事会に出席して意見を述べることができる。

３　会長は、必要に応じ部長、委員長および大会長等を理事会に招集し意見を求めることができる。

４　理事会は、入会及び復会の承認、緊急を要すると会長が判断した案件および付託が妥当であると理事会が議決した事項を常任理事会へ付託できる。

５　常任理事会は、会長、副会長および常任理事により構成される。

６　常任理事会は、理事会より付託された事項についての会務を執行し、議事録を理事に配布するとともに、直近の理事会へ報告し承認を受けなければならない。

（代議員）

第６条　代議員は、定款第 5 条 3～5 項ならびに選挙管理規程、代議員等選出規程に基づき 100 名以内が選出される。

２　支部の代議員数は、４＋60×支部正会員等数／正会員等数（小数点以下四捨五入）とする。

３ 正会員等数は、選挙実施年の２月１日現在とする。

（組　織）

第７条　会務遂行のために、事務局、学術局、教育局、社会局、職能局、健康スポーツ局及び支部事業局の 7 局の組織、ならびに委員会をおく。

２　事務局に総務・財務部をおく。また、会務遂行のため専従職員をおくことができる。

３　学術局に学会研修部、学術誌部、専門領域部をおく。また、専門領域部においては部会をおくことができる。

４　教育局に教育部および職域教育部をおく。

５　社会局に広報部、介護予防・健康増進支援部、企画推進部、災害リハビリテーション支援部をおく。

６　職能局に管理者育成推進部、職域事業部、地域包括ケア推進部をおく。

７　健康スポーツ局に生涯スポーツ支援部、障がい者スポーツ支援部をおく。

８　全道域での活動を実施するために、道南支部（渡島総合振興局・檜山振興局）、日胆支部（日高振興局・胆振総合振興局）、札幌支部（札幌市）、石狩支部（札幌市を除く石狩振興局）、後志支部（後志総合振興局）、空知支部（空知総合振興局）、道北支部（留萌振興局、上川総合振興局、宗谷総合振興局）、道東支部（オホーツク総合振興局）、十勝支部（十勝総合振興局）、釧根支部（釧路総合振興局、根室振興局）の 10 支部をおく。

９　各支部に、事務部、会計部、学術・教育部、社会部、職能部、健康スポーツ部をおくことができる。また、副支部長及び地区幹事をおくことができる。

10　委員会として選挙管理委員会、表彰審査委員会、組織委員会、表彰推薦選考委員会および政策

提言委員会をおく。

11　会長の諮問機関として、特別委員会をおくことができる。

（会長、副会長、局長、局付け理事、地区から選出された理事の職責）

第８条　会長は、会務執行全体の責任を負う。

２　副会長は、会長を補佐するとともに、会務全般について各局長を支援する。

３　事務局長は、事務局を統轄するほか、支部事務担当役員を常時支援する。

４　学術局長は、学術局を統轄するほか、支部学術・教育担当役員を常時支援する。

５　教育局長は、教育局を統轄するほか、支部学術・教育担当役員を常時支援する。

６　社会局長は、社会局を統轄するほか、支部社会担当役員を常時支援する。

７　職能局長は、職能局を統轄するほか、支部職能担当役員を常時支援する。

８　健康スポーツ局長は、健康スポーツ局を統括するほか、支部健康スポーツ担当役員を常時支援する。

９　支部事業局長は、支部を統轄する。

10　局付け理事は、局長を補佐する。

11　地区から選出された理事を支部長とし、選出支部の会務全体を遂行し、責任を負う。

（支部長、副支部長、地区幹事、部長、委員長、部員、委員の職責）

第９条　支部長は、支部の会務を遂行する。

２　副支部長は、支部会務全般において支部長を補佐する。

３　地区幹事は、支部内の一定区域毎に当該区域の会務を取りまとめ、支部長を補佐する。

４　部長及び支部部長は、担当部の計画に基づく会務を遂行する。

５　委員長は、理事会もしくは会長からの諮問事項について検討し答申する。

６　部員及び委員は、部長及び委員長からの命で会務を遂行する。

（兼任の禁止）

第 10 条　会長及び会員から選出された監事は、部、委員会及び支部役員の構成員を兼ねることができない。

２　理事は支部長を除き、部及び支部役員の構成員を兼ねることができない。

３　理事及び監事は、代議員を兼ねることができない。

４　部長（支部部長を除く）及び委員長は、他の部及び委員会（特別委員会を除く）の長を兼ねることができない。

５　支部部長は、3 つ以上の役務を兼ねることができない。

６　選挙管理委員は、理事、監事及び代議員を兼ねることができない。

（学術大会及び学術研修大会）

第 11 条　学術的知識ならびに技術の向上のために、学術大会及び学術研修大会を開催する。

２　学術大会長及び準備委員長の任期は、3 事業年度で、大会終了後の監査終結の時までとする。

３　学術大会開催 18 ヶ月前までに支部長推薦を経て大会長ならびに準備委員長を理事会で承認されなければならない。これをもって、大会事業の開始とし、仮予算の執行を行う。

４　学術大会事業開始から６ヶ月以内に趣意書、企画書、予算書の承認を得なければならない。
５　学術大会役員の任期は、大会長及び準備委員長に準じる。
６　学術研修大会については、学術局が開催要項を別に定める。

（報酬ならびに費用弁償）

第 12 条　理事及び監事は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を受けることができる。

２　会務に関わる全ての役員ならびに会員は、別に定める旅費等規程により費用弁償を受けることができる。

３　理事・監事は、全ての会務において日当は支給されない。

４　２にかかわらず、本会主催事業ならびに他団体事業体からの謝金や旅費等が支給される場合は、本会員は本会からの費用弁償がなされない。

（職位任命）

第 13 条　職位の任命については、次の各号の手続きを経て会長が任命する。ただし、休会会員、会費未納会員、非会員に対して職位を任命することはできないものとする。

(1) 局長ならびに局付け理事としての担当局は、会長が選定して理事会で報告し任命する。
(2) 部長は担当局長が推薦し、理事会で承認を受け会長が任命する。
(3) 選挙管理委員を除く常設委員会委員は、会長が推薦し、理事会での承認を受け会長が任命する。
(4) 特別委員会委員ならびに委員長は、会長が選定して、理事会で報告し任命する。
(5) 各部部員は部長が推薦し、理事会での承認を受け会長が任命する。
(6) 副支部長、支部部長、地区幹事は支部長が推薦し、理事会での承認を受け会長が任命する。
(7) 支部部員は支部部長の意見を聞き支部長が推薦し、理事会での承認を受け会長が任命する。
(8) 事務局職員の職位は事務局を所管する副会長の意見を聞き会長が定め、理事会で報告し任命する。
(9) 組織委員会ならびに政策提言委員会の委員長は委員の互選により選定され、理事会での承認を受け会長が任命する。

（役員任期）

第 14 条　会長が選定した職位被任命者および表彰推薦選考委員の任期は、理事の任期に準じる。ただし、特別委員会委員に関しては、理事任期を超えない範囲で短縮できる。

２　表彰審査委員、組織委員、及び政策提言委員の任期は、西暦偶数年度 4 月 1 日から翌年度 3 月 31 日までとする。

３　選挙管理委員の任期は、選挙管理規程で定める。

４　支部長を除く支部役員の任期は、西暦奇数年度 4 月 1 日から翌年度 3 月 31 日までとする。

５　部長及び部員の任期は、西暦偶数年度 4 月 1 日から翌年度 3 月 31 日までとする。

（細則の変更）

第 15 条　この細則は、理事会決議によって変更することができる。

２　但し、第３条1～6項、8項の変更については、総会の決議を要する。

附則

１　この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この細則は、平成22年12月18日より一部改正して施行する。

３　この細則は、平成23年5月14日より一部改正して施行する。ただし、第2条第4項に関して、施行日に休会であるものは、平成24年度からの適応とする。

４　この細則は、平成24年6月17日より一部改正して施行する。ただし、第3条第2項ならびに第３項は平成25年4月1日からとする。

５　この細則は、平成25年6月15日より一部改正して施行する。

６　この細則は、平成26年6月21日より一部改正して施行する。

７　この細則は、平成27年4月1日より一部改正して施行する。

８　この細則は、平成27年6月15日より一部改正して施行する。

９　この細則は、平成29年4月1日より一部改正して施行する。ただし、第3条第5項は平成30年1月1日からとする。

10　この細則は、平成30年1月20日より一部改正して施行する。

11　この細則は、平成30年6月9日より一部改正して施行する。

12　この細則は、会員、職位任命、理事会、組織、役員の職責、細則変更等の変更を行い、令和元年6月15日より一部改正して施行する。

13　この細則は、支部組織等へ健康スポーツ部を追加等の変更を行い、令和2年8月22日より一部改正して施行する。

14　この細則は、会費の項の追加を行い、令和2年12月3日より一部改正して施行する。

15　この細則は、細則の変更の一部変更を行い、令和2年12月12日より一部改正して施行する。

16　この細則は、地区から選出された理事を支部長とする、組織へ副支部長を追加、地区幹事の職責を追加するなどの一部変更を行い、令和3年4月1日より一部改正して施行する。

17　この細則は、会員の変更を行い、令和3年6月12日より一部改正して施行する。

18　この細則は、副会長の職責を変更し事務局長の設置を行い、令和3年7月19日より一部改正して施行する。

19　この規程は、職能局の組織を変更して、令和4年1月15日より一部改正して施行する。

20　この規程は、兼任の禁止を変更して、令和4年6月11日より一部改正して施行する。